

「北海道文化振興条例」の点検・見直しについて

1 趣 旨

北海道文化振興条例附則第2の規定に基づき、平成26年に行った見直し点検から5年が経過することから、本年度、社会経済情勢の変化等を勘案しながら、点検を行い、必要に応じ見直しを実施。

2 条例の点検の視点

1 必 要 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例が対応しようとしていた課題は、現在もあるか。 ・ 課題は、条例により、道が対応しなければならないものであるか。 ・ 条例は、類似法令の制定等により、不要となっていないか。 等
2 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の規定は、活用されているか。 ・ 課題は、現行の規定で十分に解決できているか。 等
3 基本方針との適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の内容が、道政の長期的な基本方針（北海道総合計画等）に適合したものになっているか。
4 適 法 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の内容が、法令の範囲内であるか
5 規定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢の変化等に伴い適切でなくなった表現はないか。 ・ 規定の運用に当たり、解釈に疑義（規制対象が不明確等）が生じることはないか。 等

3 文化振興に関する社会経済情勢の変化等

(1) 国の動き

H29.6 文化芸術振興基本法の改正（改正後名称：文化芸術基本法）

- ・ 観光、まちづくり、国際交流などの関連分野との連携
- ・ 地方公共団体に対し、「文化芸術推進基本計画（H30.3 策定）」を参酌した地方計画策定の努力義務等を新たに規定

(2) 道内における情勢の変化

- ① 縄文世界遺産登録の取組
- ② メディア芸術の振興に向けた取組
- ③ 札幌市民交流プラザの開設

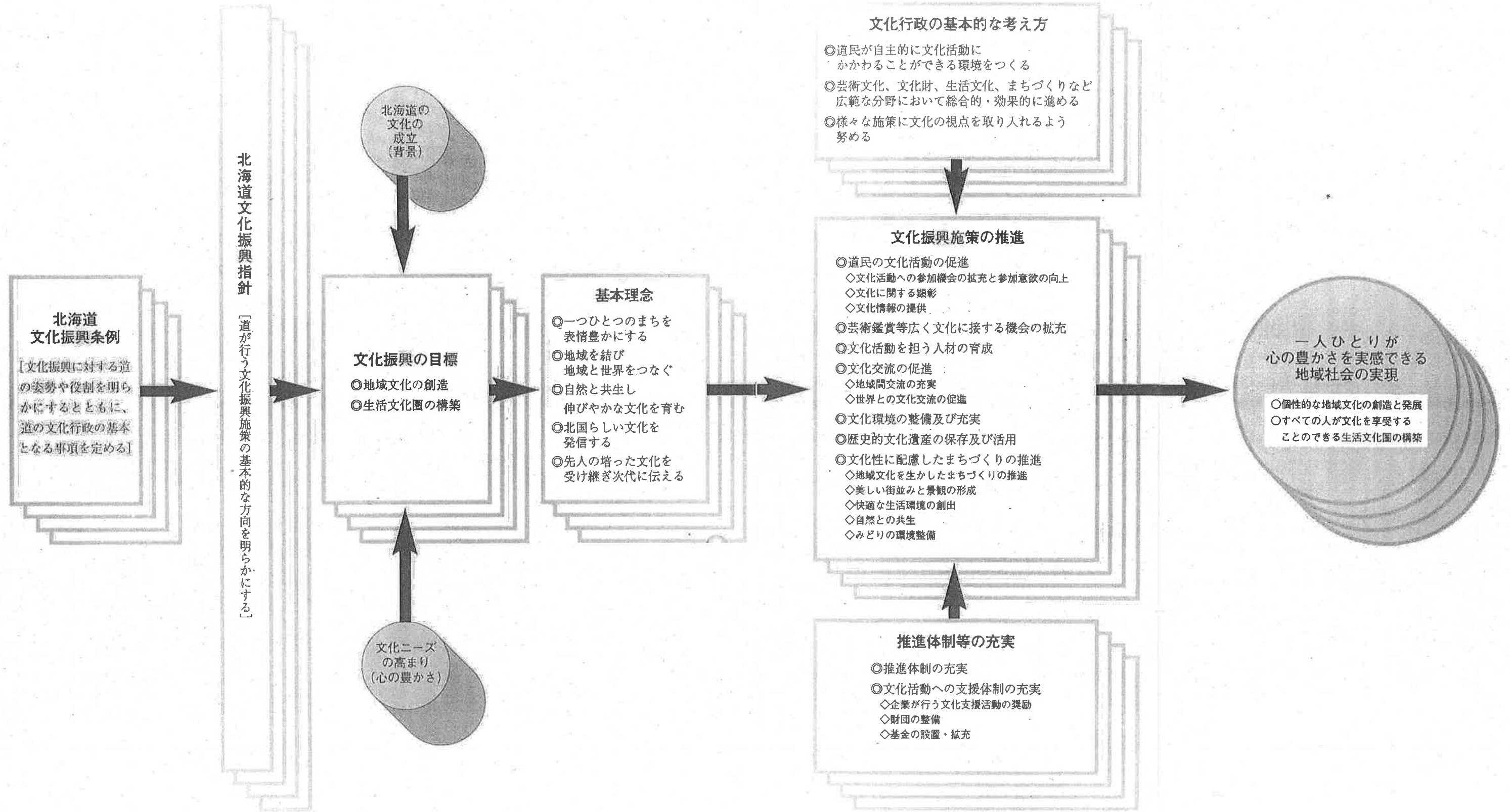
(3) 文化振興における課題（H30 市町村・文化団体へのアンケート結果より）

- ① 少子高齢化に伴う文化の担い手の不足
- ② 文化の担い手不足による文化団体の活動停滞 等

北海道文化振興条例（平成6年北海道条例第31号 平成6年3月31日公布）の概要

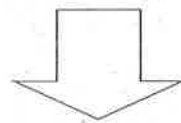
前文	<ul style="list-style-type: none"> 文化振興施策に関して条例を制定する背景や道の姿勢などを明らかにする。 文化に関する権利と責務の存在を宣言する。
第1章 総則	
1 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 文化の振興に関する道の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する道の施策の基本となる事項を定める。
2 道の責務	<ul style="list-style-type: none"> 文化振興施策の体系を明らかにし、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。 道が実施する施策に文化の振興を図る視点を取り入れるよう努める。
3 施策における配慮	<ul style="list-style-type: none"> 文化振興施策の推進に当たっては、文化の担い手が道民であることを認識し、道民の文化活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮しなければならない。
4 市町村との連携協力等	<ul style="list-style-type: none"> 地域における文化の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町村との連携協力を努める。 文化振興施策の効果的な推進を図るため、市町村が実施する文化の振興に関する施策との調整に努める。
5 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 第4章に定めるもののほか、文化振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
第2章 文化振興指針	
6 文化振興指針	<ul style="list-style-type: none"> 文化振興施策の基本となる指針を定める。 指針は次に掲げる事項について定める。 <ol style="list-style-type: none"> 道民の文化活動の促進 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充 文化活動を担う人材の育成 文化交流の促進 文化環境の整備及び充実 歴史的文化遺産の保存及び活用 文化性に配慮したまちづくりの推進 前各号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要事項 指針は、北海道文化審議会の意見を聴いて定めなければならない。 指針は、その要旨を公表しなければならない。 前2項の規定は指針の変更について準用する。
第3章 民間団体等及び市町村に対する援助等	
7 民間団体等及び市町村に対する援助	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体等が行う文化活動を促進し、及び市町村による文化の振興に関する施策の円滑な実施を促進するため、当該民間団体等及び市町村に対し必要な助言、助成その他の援助を行うよう努める。
8 民間団体等の支援活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 道民の文化活動に対する民間団体等の支援活動の重要性にかんがみ、その支援活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。
9 顕彰	<ul style="list-style-type: none"> 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に努める。 前項の顕彰を実施する場合において、特に重要な顕彰に係る授賞候補者の選考については、北海道文化審議会の意見を聴かなければならない。
第4章 北海道文化基金	
10～16	<ul style="list-style-type: none"> 道民の文化活動の促進に関する事業その他の北海道における文化の振興を図るために必要な事業費の財源に充てるため、北海道文化基金を設置することなどを規定する。
第5章 北海道文化審議会	
17 設置	<ul style="list-style-type: none"> 北海道における文化の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道文化審議会を置く。
18～23	<ul style="list-style-type: none"> 審議会は指針に関する事項のほか、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項を調査審議することなどを規定する。
附則	<ul style="list-style-type: none"> 条例は平成6年6月1日から施行する。 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 北海道文化振興指針の体系



「北海道文化振興条例」の点検・見直し検討（案）

1 必要性	<p>文化は、道民の生活に潤いや豊かさをもたらし、地域社会の発展にかけがえないものである。</p> <p>先人達の遺した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢を道民すべてが享受することのできる生活文化圏を築いていくため、<u>今後とも、本条例に基づき、施策を総合的に展開することが必要と判断。</u></p>
2 効果	<p>条例の規定により、「北海道文化振興指針」に基づき文化振興施策を総合的に推進しているほか、「北海道文化基金」の運用益を財源とした事業の実施、「北海道文化審議会」における文化振興に関する重要事項の審議を行っていることから、規定は活用されている。</p> <p>また、条例は、文化振興に関する道の責務や、文化の振興に関する道の施策の基本事項を定めているものであり、文化振興施策の推進、推進体制の充実といった具体的内容については、「北海道文化振興指針」の中で規定していることから、<u>文化芸術基本法及び課題などの社会経済情勢の変化については、「北海道文化指針」の改正等により対応したい。</u></p> <p>なお、文化芸術基本法の各条文への条例・指針の対応状況等は資料3-5のとおり</p>
3 基本方針との適合性	道の基本方針である、「北海道総合計画」に適合している。
4 適法性	法令違反となるような規定はない。
5 規定の適正化	条例の規定に、適切でなくなった表現及び、解釈に疑義が生じるような規定は認められない。



各項目について点検を行った結果、条例の改正は行わず、社会経済情勢の変化については、指針の改正等により対応。

文化芸術基本法との対比及び今後の対応(案)

文化芸術基本法	文化振興条例	文化振興指針
文化芸術に関する施策の基本理念を定め、国・地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定める	文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、道の文化行政の基本となる事項を定める	道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにする
	対応している条文等	対応条文、対応方向
○総則		
目的(第1条)	前文・第1条 趣旨	
基本理念(第2条第1項～第10項)		
1) 文化芸術活動を行う者の自主性の尊重	第3条 施策における配慮	
2) 文化芸術活動を行う者の創造性の尊重、能力発揮への考慮	第3条 施策における配慮	第3章1(1)
3) 誰もが等しく文化芸術を享受できる環境の整備		第3章2
4) 文化芸術活動が活発に行われるような環境の醸成		第3章1(1)、第3章5
5) 多様な文化芸術の保護、発展	道では、文化芸術の範囲を定義せず、幅広く振興していくこととしている。	
6) 地域の人々による主体的活動への配慮、特色ある文化芸術の発展		第3章1(1)、第3章6、第3章7(1)
7) 文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進		第3章4(2)
8) 学校、団体、家庭、地域における活動の相互の連携		第3章3
9) 文化芸術活動を行う者等、施策への幅広い意見反映への配慮	第17条～ 北海道文化審議会	
10) 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育等の分野との連携への配慮		第4章1 一部指針において検討
国の責務(第3条)	—	—
地方公共団体の責務(第4条)	第2条 道の責務	
国民の関心及び理解(第5条)	/	指針において対応を検討
文化芸術団体の役割(第5条の2)		指針において対応を検討
関係者相互の連携及び協働(第5条の3)	第4条 市町村との連携協力等 *	
法制上の措置等(第6条)	第5条 財政上の措置	
○文化芸術推進基本計画等		
文化芸術推進基本計画(第7条)	—	—
地方文化芸術推進基本計画(第7条の2)	第6条 文化振興指針	
○文化芸術に関する基本的施策		
芸術の振興(第8条)	<p>第6条第2項において、「道の文化振興のための基本的な施策」を示し、具体的な方向性は、指針で定めることとしている。</p> <p>【基本的な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道民の文化活動の促進 2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充 3 文化活動を担う人材の育成 4 文化交流の促進 5 文化環境の整備及び充実 6 歴史的文化的遺産の保存及び活用 7 文化性に配慮したまちづくりの推進 	<p>道では、幅広く文化芸術を振興していくこととしており、その方法や内容等については、指針において検討</p>
メディア芸術の振興(第9条)		
伝統芸能の継承・発展(第10条)		
芸能の振興(第11条)		
生活文化の振興等(第12条)		
文化財等の保存・活用(第13条)		
地域における文化芸術の振興等(第14条)		
国際交流等の推進(第15条)		
芸術家等の養成・確保(第16条)		
文化芸術に係る教育研究機関等の整備等(第17条)		
国語についての理解(第18条)		
日本語教育の充実(第19条)		
著作権等の保護及び利用(第20条)		
国民の鑑賞等の機会の充実(第21条)		
高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実(第22条)		
青少年の文化芸術活動の充実(第23条)		
学校教育における文化芸術活動の充実(第24条)		
劇場、音楽堂等の充実(第25条)		
美術館、博物館、図書館等の充実(第26条)		
地域における文化芸術活動の場の充実(第27条)		
公共の建物等の建築に当たっての配慮等(第28条)		
情報通信技術の活用推進(第29条)		
調査研究等(第29条の2)		
地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等(第30条)	第8条 民間団体等の支援活動の促進	
民間の支援活動の活性化等(第31条)		
関係機関等の連携等(第32条)		指針において対応を検討
顕彰(第33条)	第9条 顕彰	
政策形成への民意の反映等(第34条)	第17条 文化審議会	
地方公共団体の施策(第35条)	第2条 道の責務	
○文化芸術に係る体制の整備		
文化芸術推進会議(第36条)	—	—
都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等(第37条)	第17～23条 文化審議会	
	第10～16条 北海道文化基金	